

(一般競争入札用)

誓 約 書

私は、雨竜町が実施する公用車売却一般競争入札の申込みにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号から3号までの規定に該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 入札に対し、入札物件、主な売買契約条件、入札説明等すべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について雨竜町に対して一切の異議、苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

雨竜町長 白 川 久 純 様

申込者氏名又は 名称・代表者名	印
--------------------	--------------

地方自治法施行令第167条の4

- 第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 第2項 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。